

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第26条 議会は、議会及び議員の政策立案の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会の充実のため、議会事務局の体制が強固でなければならないことを定めています。

(予算及び人員の確保)

第27条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算及び人員の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会事務局の人員を含む議会費について、予算編成の段階から積極的に関与していこうとすることを定めています。

第8章 最高規範性で見直し 手続等

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【趣旨】

本条例は、戸田市議会における最高規範であることを規定するとともに、議員へ本条例の理念を再認識させるために研修を義務付けています。

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例に関する必要に応じた見直し及び所要の措置について規定するとともに、改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細に説明しなければならないことを定めています。

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議会が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例で定めるもののほか必要な事項に関して、議会に関する他の条例や規則などで定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。